

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	河川課	整理番号	1 - 302
許認可等の種類	出願事項の変更の許可			
根拠法令条例等・条項	公有水面埋立法第13条の2第1項			
許認可等の概要	埋立免許後の埋立地の用途若しくは設計の概要の変更等の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) [参考] ・公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年 6月14日港管第1580号・建河発第57号 運輸省港湾局長・建設省河川局長通達) 4 出願事項の変更等の許可について(法第13条ノ2関係) (1)埋立区域の変更について 法第13条ノ2の規定により出願事項のうち埋立区域の縮小等の許可の制度が創設され たが、免許に係る埋立区域以外の区域を新たに埋立区域とするときは、新規の免許が必要 となるので留意すること。 (2)主務大臣の認可について 主務大臣の認可に係る埋立てについて法第13条ノ2第1項の規定による許可又は法第 42条第3項ただし書の規定による承認をしようとするときは、主務大臣の認可を受けるこ と。(1)による新たな埋立てで主務大臣の認可に係る埋立てに接続して行われ、当該認可 に係る埋立てと利用計画上一体と認められるものの免許又は承認についても、同様とする こと。 11 その他 (1)関係先との調整について 免許権者は、法第2条第1項の規定による免許、法第13条ノ2第1項の規定による許可 又は法第29条第1項の規定による許可をするに当たっては、関係の環境保全部局と十分 調整し、また、必要に応じて、関係機関とも十分調整して行うこと。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	60日 (関係市町村長の意見聴取後。ただし、国土交通大臣の認可にかかるものについては当 該認可後)			
期間の制定根拠	6河第306号土木部長通知			